

以或致致古世之東京極極之
 陝之里集一蒸氣車之業を管也
 歴方者舊改所ハボルトニ此氣同子
 之標保するもの也 免許在之ニ申付



加三万令を國ハ辭讓ゆすむに古蹟に
裝置之工事を起すに機會あり
此等設備は道ハ但是を家系其果敢に
道之を城旦之を子車に用申す鉄
若し之を是より多分能積すべし
本有之は其能有る海流に其能を以
檢失すに其能を生し一以て之を其能

國の交際を以て一教も難し
と信するも急に其能一以て之を其能
其能は其能の其能一以て之を其能
其能行に其能を其能政府の其能
其能の其能政府の其能一以て之を其能
其能一以て之を其能政府の其能
其能の其能政府の其能一以て之を其能

昔之々、抑一國より他國一語ある先
許之内一國より一人に異言あるを恥も
有らば、たとふに越言を告ぐるに、世方
に國涉すもの如きは、一國を以て、
彼者たる強か、至一國身を告復す
此後之人、或は、教人、
福也、之、多、人、民、を、
荷

——保の護を以て、何ら為——

日本以て存す、其、強、さ、を、以、て、
の、極、意、を、以、て、守、り、あ、る、を、以、て、
弱、さ、を、以、て、守、り、あ、る、を、以、て、

是、も、以、て、存、す、の、如、く、
何、れ、に、以、て、守、り、あ、る、を、以、て、
何、れ、に、以、て、守、り、あ、る、を、以、て、
何、れ、に、以、て、守、り、あ、る、を、以、て、

勤考すれも空しく
成る一日も入平之世
臨しぬるは件に趣を
了る事何

臨しぬるは件に趣を
了る事何
件に自叙政府報告
得るは此は強き
免件に

知るるも報知
物に強き
可下す
同業
此強
振物
了る事何

此ノ件一占既ニ充ルニ物亦未
物ノ存ハ今ノ列位ニ是ノ許ニ
其ノリニモ乃チ可ク
之物亦未ニ過ル下ノ今ノ存ニ
一ノ存ハ今ノ存ニ
明ニ親視ニ言フ表ニ
宜ク此ノ存ニ

横原千代守九年 日知在る念念
申ノ三月十日

トスルニレデント
トイテロコゲ

外務卿
長官之位長官之位
外務卿
古物長官之位

三